

かけとして、少年法の適用年齢も20歳から18歳に引き下げるという議論がなされていますが、もし18歳に引き下げられると、高校生でも実名や高校名が報道されることになる可能性があります。

コラム 8 条文暗記が憲法の勉強？

高校のテストや入試ではよく憲法の条文の丸暗記が問われます。やはりベスト1は、9条ですね。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
の発動たる戦争と、による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他のは、これを保持しない。国のは、これを認めない。

憲法25条もよく出題されます。

すべて国民は、で的な最低限度の生活を営む権利を有する。

統治では41条でしょうか。

国会は、の機関であって、国の唯一の機関である。

憲法の勉強として、条文暗記はあまりおススメできません。弁護士が六法を全部暗記していないように、憲法学者も憲法の条文をすべて暗記しているわけではないからです。

おそらく今、この場で前文を暗唱してみろと言われて、最後まで言える憲法学者はほとんどいないと思います。

※答えは66頁にあります。

12 | 小学校のときの夢と現実



高校生

小学校のときからの夢は、医者になることなんだけど。医者になるには、医学部に入って、医師免許に合格しなければならないよね。なんでこんなにハードル高いの？



レクチャー

1 | 職業選択の自由ってホントにあるの？

どんな職業に就くのか、夢を持つことは大変大切ですが、現実には、皆が就きたい職業で働くためには大きなハードルがあります。憲法で言えば、22条の職業選択の自由があるにもかかわらず、様々な規制があり、100%自由とは言えません。

憲法22条1項

なんびと
 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

小学生に人気の医師になるには、医師免許に合格しなければなりません。この国家試験は、1年間に8,600人程度しか合格しませんし、そもそも、試験を受けるためには、医学部に入学し、6年間しっかりと学び、卒業することが前提となっています。